

## 第4章 基本的取組の推進

### 1 計画の推進体制

#### (1) 市内体制

本計画の推進及び進行管理の市内組織として、「武蔵村山市環境推進委員会」を位置付けます。環境施策の進捗状況などについて、各担当課からの報告を受け、総合的・横断的な調整を行います。

#### (2) 環境審議会

学識経験者、関係行政機関職員、市民・事業者の代表によって「武蔵村山市環境審議会」を構成します。

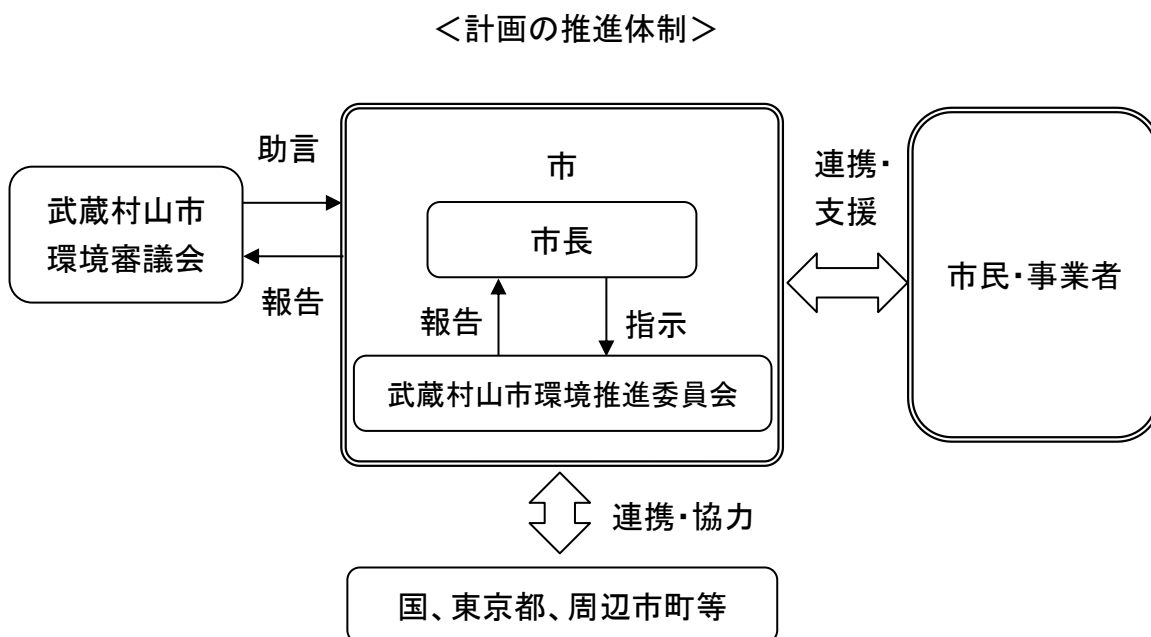
環境保全等の施策に関する基本的事項、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事項などについて、多面的・専門的に審議し、方針などを検討します。

#### (3) 市・市民・事業者

市・市民・事業者は本計画に基づき、各主体の役割に応じて、主体的に取組を進めます。本計画の策定に合わせて、「武蔵村山市環境行動指針（市民編・事業者編）」を策定します。また、市・市民・事業者は必要に応じて、連携等を図ります。

#### (4) 広域的な連携体制

市域を超えた広域的な課題に取り組むため、国、東京都、周辺市町等と連携等を図ります。



## 2 計画の進行管理

### (1) 武蔵村山市年次報告書を通じた見直し（毎年度実施）

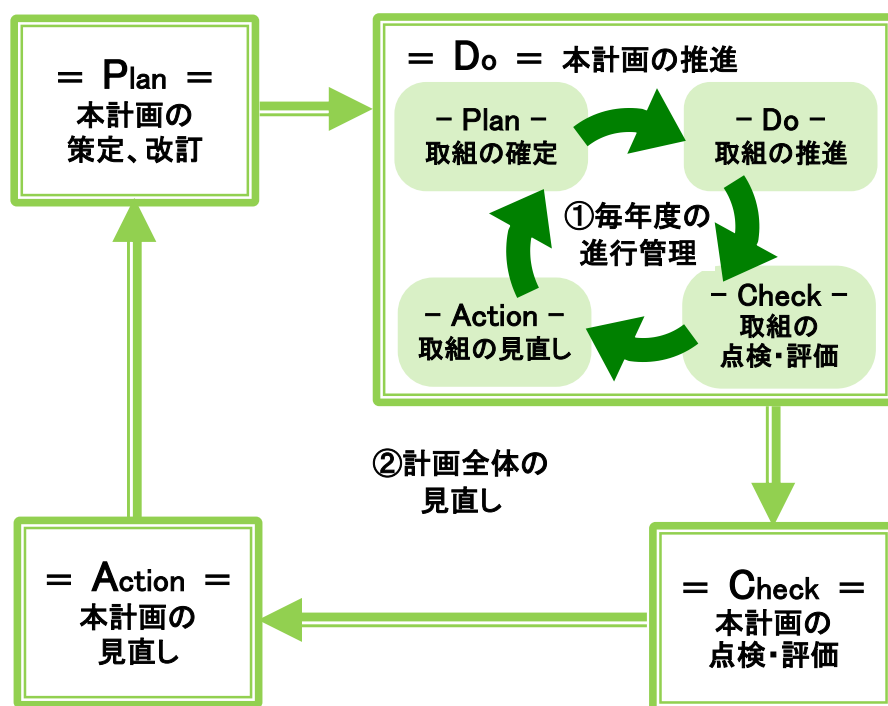
環境指標の進捗状況及び環境施策の取組状況などについて取りまとめた「武蔵村山市年次報告書」を毎年度作成し、市民・事業者公表することにより、進捗状況の点検・評価と見直しを行います。

また、武蔵村山市環境審議会で審議を行い、助言を受け、取組の見直しを行います。

### (2) 計画全体の見直し

本計画は、令和17年度までを計画期間としますが、社会情勢の変化や技術動向の変化等に応じて、適時、計画体系や進行管理の在り方など、計画全体に関わる見直しを行います。

#### <進行管理のサイクル>



### (3) 環境指標

環境指標を設定し、毎年度把握し評価することで計画の進捗管理を行います。総合計画や個別計画等で目標値が設定されているものについては、その目標値を目標の目安とします。なお、各計画の更新に伴い目標値が変更された場合は、適宜、本計画の見直し等に合わせて整合を図るものとします。